

一般財団法人渋谷区スポーツ協会の年度分担金の算定に関する基準

第1 目的

この基準は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会（以下「法人」という。）加盟団体規程第9条に規定する法人の年度分担金を算定する基準を定めることを目的とする。

第2 年度分担金

年度分担金は、次に規定する基本額と加算額の合計の額とする。ただし、区民スポーツ大会（以下「区民大会」という。）を実施しない加盟団体又は前年度において区民大会の開催実績がない加盟団体の年度分担金は、20,000円とする。

(1) 基本額

前年度における一般財団法人渋谷区スポーツ協会各種大会開催規程に規定する区民大会A大会の参加人員に基づき、別表中の当該参加人員の階層に対応する額を基本額とする。

(2) 加算額

一般財団法人渋谷区スポーツ協会区民大会運営費負担金交付規程第3条に規定する当該年度の区民大会運営費負担金の額に2分の1を乗じた額とする。

第3 改正

この基準の改正は、理事長の承認を得なければならない。この場合において、理事長は、理事会に報告しなければならない。

第4 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

第5 附則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

別 表

前年度大会参加人員	基本額
	円
区民大会未実施団体等	20,000
1 ～ 200 人	25,000
201 ～ 400 人	30,000
401 ～ 600 人	35,000
601 ～ 800 人	40,000
801 ～ 1,000 人	45,000
1,001 ～ 2,000 人	50,000
2,001 ～ 3,000 人	60,000
3,001 ～ 4,000 人	70,000
4,001 ～ 5,000 人	80,000
5,001 ～ 人	90,000